

霧島市条例第3号
令和2年2月27日

霧島市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

霧島市職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年霧島市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 4 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、第1項及び第2項の規定に関わらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。